

Title	スウェーデン「裁判官規則」(二)
Sub Title	Domarreglerna of Sweden (2)
Author	坂田, 仁(Sakata, Jin)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.11 (2001. 11) ,p.145- 158
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20011128-0145">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20011128-0145</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

### スウェーデン「裁判官規則」(二)

坂 田 仁

はじめに

法学研究七一巻一〇号において現行のスウェーデン王国法典に採録されている「裁判官規則」の全訳を試みた。それは、ペトリが一五三〇年頃執筆したとされるものと、現行のスウェーデン王国法典に採録されているシュロデーロ版とを対比して、翻訳紹介したのであった。その解題で、筆者は裁判官規則(以下規則と略称する。)が「一四世紀以前の地方法典(Landskapslagar)の時代から存在している。」<sup>(1)</sup>と述べた。

今回は、自らの非力を省みず、誤りの伴うことを承知の上で、その最も古いとされる規則の解題と翻訳というより

はその大意の紹介とを、現在筆者の手元にある資料に基づいて行うことにした。

資料としては、

D.H.S. Collins & D.C.J. Schlyter, Corpus iuris sueo-gotorum antiqui, Vol. I, Codex Iuris Vestrogotici, Westgöta = Lagen, Stockholm, 1827, Z.Haeggström, pp. 292-294.  
及び

Nat. Beckman, Våra medeltida domareregler, Arkiv för nordisk Filologi, Ny följd, Bd.30, 1918, Lund, pp. 164-166.

を対比して使用する。

## 解題

### 一、資料

古代スウェーデンにおける法の運用はすべて口承によってなされていた。従って法律の伝承も口承によっていた。ティングに集う民衆に対して正確に伝承された法律を示すことがスウェーデンのラーグマンの基本的な職責であった。古代にあって、この職務は、法律を語り、法律を見分け、法律を与える、と表現されていた。法律を語るといふのは、毎年ティングにおいて法律を説明することであり、これは一二〇〇年代のローマ法王の書簡によって確認されているという。法律を見分けるというのは、ティングの民衆の面前で裁判が行われるとき、事件に適用すべき法律をしめすことをいう。法律を与えるといふのは、権威ある方法でディングの下した決定を公示することである。<sup>(2)</sup>

口承による法律の継承はキリスト教の伝来とともに変化し、文書に記録されるようになる。<sup>(3)</sup>ローマ教会はその成立の初期から文書による法源、例えばユステイニアヌス法典やデイゲスタなどを活用していたといわれる。そして一一四〇年代には *Decretum Gratiani* 法令集がポローニヤで

編纂されていた。この影響下にキリスト教化した北欧の各国に法律の文書記録化が起こる。スウェーデンは、この面では北欧諸国の中で最も遅れていたという。こうして、一二二〇年代に編纂されたのが「古西ヨータ法 (*Äldre Västgötalagen*)」である。これは、ビルイェール・ヤール (*Birger Jarl*) の兄である、当時西ヨータランドで活動していたラーグマンの、エスキル・マグヌッソン (*Esكيل Magnusson*) に結び付けられている。しかし、最も古い古西ヨータ法は、現在その断片しか残っておらず、現在完本で残っているのは、一二八〇年頃編纂された写本であるとされる。これに基づき、のちに「新西ヨータ法」の編纂がなされる。これらの他に、スウェーデンの各地方ごとにその地方の法律の編纂、文書記録化が行われ、「東ヨータ法」、「ウップランド法」、「ヴェルムランド法」などが成立している。これらの通称が「地方法典 (*landskapslagar*)」である。

裁判官規則の最も古いものは上記の西ヨータ法に付属するという指摘とウップランド法に付属するという指摘が存在する。<sup>(4)</sup> 本稿の冒頭に引用した二つの資料がその違いを示している。<sup>(5)</sup>

まず、西ヨータ法にかかるものについて述べる。これに

関する解説は、コリン、シュリイターが行っている。シュリイターらの編纂したスウェーデン古法全集の第一巻「西ヨータ法」<sup>(7)</sup>の中に原文及びその考証が採録されている。<sup>(8)</sup>裁判官規則は、西ヨータ法本文の中には含まれていないで、「著者不明の様々な記録」<sup>(9)</sup>の第二として採録されている。これはスウェーデン王立図書館の所蔵するB五九という番号を有する「西ヨータ法」の古写本に付属していたものである。<sup>(10)</sup>この他に同様の写本が複数存在しており、それらの校合が行われている。<sup>(11)</sup>

コリンとシュリイターは、この規則に余り重きを置いていなかったように思われ、これに関する解説は数行にとどまっているが、そこには一三四年の日付を見ることが出来る。<sup>(12)</sup>

次に、ウップランド法に付属するという指摘に関するものについて述べる。著者(Nat. Beckman)は、冒頭にエクホルム(Ekholm)<sup>(13)</sup>がこの規則を西ヨータ法の産物とすることを全く不確かなことと批判している。<sup>(14)</sup>ベックマンは写本を下記のように分類する。

一、西ヨータ版 (västgötsk redaktion)

A Vidhemsprästens text, Cod. Holm. B. 59, c.

1325.

B Cod. Ups. B 20, 一四〇〇年代始め。  
 G Cod. Link. J 78, 一五〇〇年代始め。  
 L Cod. Holm. B. 4, 一五〇〇年代始め。ウップランド書法によるデนมマーク人の手になる。  
 二、ウップランド・テキスト  
 C Cod. Ups. B 18, 一四〇〇年代始め。  
 D Cod. Holm. B 47.

E Cod. Holm. f.d. Arboga Rådhus, c. 1450.  
 H 1 Cod. Skokloster 223 fol. 一五〇〇年代半ば。  
 H 2 Cod. Skokloster 224 fol. 一五〇〇年代半ば。  
 三、X

F Cod. Holm. B 17, 一五〇〇年代始め。  
 I Cod. Holm., Riksarkivet, 一五〇〇年代始め。  
 K Cod. Ups. B 38, 一五〇〇年代終わり。  
 四 Olaus Magnus XIV, 24 であるもの。

著者の引用するウップランド・テキストのEの全文を本稿の末尾に転記した。<sup>(15)</sup>

二、規則の内容

その内容は、(1) 裁判官たり得る資格、(2) 裁判官の審理の方法、<sup>(3)</sup> 裁判官の倫理的態度、及び(4) 裁判

官と神との関係に分類することができる。(1) 裁判官の資格としては、「法と不法との違いを知り、そしてすべて正しいことを行い、それ以外のことを決して行わず、そして、熟慮と勤勉と礼儀正しさと完璧な行動により法を実現することができなければならない。」と述べられている。

(2) 審理の方法としては、原告(告訴者)が誰に対して、事件の内容、理由、被害内容、被害の場所、犯罪の回数、犯罪の回数、犯罪の性質、及び犯罪の時間を調べなくてはならない。同様に、被告及び証人についても、「被告が誰か、証人が誰か、第二に何を訴え、何を防御し、何を証言したか、第三に誰を訴え、誰に防御し、誰に証言したか、第四に何度訴え、防御し、証言したか、第五に何故訴え、答弁し、証言したか、第六にどのように訴え、答弁し、証言したか。」を調べなくてはならない。ベックマンによると、この部分は、アリストテレスの論点(トピカ)の引き写しであり、作者がスコラ学者であったことを示すとされる。<sup>(16)</sup>

(3) 裁判官の倫理的態度としては、「裁判官が回避すべき四つの事柄が存在する。一は愛、二は憎しみ、三は贈り物、四は恐怖である。」と述べている。(4) 裁判官と神との関係では、「おまえを人々の前に裁判官として差向けている

のは、唯一、神だけである。おまえのすべての判決に際して神を恐れよ。何となれば、神が次のように言われたからである。おまえが裁かれるように判決をするなど。」と述べられている。

以上の四点を前稿において紹介したシユロデオ口及びベトリの裁判官規則(以下規則Aと呼ぶ)と比較すると、今回紹介する裁判官規則(以下規則Bと呼ぶ)は、全体が短いことが自明であるほか、記述が具体的、一般的であるということが出来る。上記の(1)ないし(4)の順序でこれをみると、(1)について規則Aは、「何が法であるかを知ることには全力をつくし……」(第一)、「法律を正確に知らなければならない」(第六)としており、規則Bの述べる後半の部分は明示されていない。(2)について規則Aは、当時の訴訟手続きに基づいて詳細に述べており、規則Bは、いわば規則Aのプリミティブな状態を具体的、即物的に述べている。それと同時に、規則Aにはアリストテレスの痕跡は存在しない。それだけでなく、アルムクウィスが指摘するように規則Bとは対照的に、ギリシャ、ローマの古典からの引用がみられる。<sup>(18)</sup>

(3) について規則Bが述べていることは、規則Aが、「裁判官は、その職務によって一般の最善を求めるべきであって自らの最善を求める

べきではない。」(第三)と抽象的に述べていること<sup>(19)</sup>に比べて、極めて具体的である。(4)については規則Aと規則Bとの間に相違はない。<sup>(20)</sup>

著者は、この裁判官規則の作者を聖職者であると推定している。その理由は、北欧の裁判所では知られていない裁判官の訴訟指揮を前提にしている、教会裁判所の糾問手続に出会うこと。当時の北欧の裁判所に見られなかった証人の供述証拠の発達を前提にしていること、規則Bによると当事者の内心に多面的に入り込むことを裁判官の職責としているが、これは西ヨーロッパ地域の裁判所には知られていなかったことである。これらから作者はカノニストであり、スコラ学者であることが明らかだと著者はいう。<sup>(21)</sup>そして、アリストテレスがこのように古い時代のスウェーデンに影響を与えていることへの疑問に対して、中世の学者であるポエティウスがスウェーデン人であり、かつリンチェピンのピシヨップであったとするシュックの見解を紹介している。<sup>(22)</sup>

この事実は、カノン法学がスカラではなくウプサラで行われていたことと関連して、規則Bがウップランド法に属することを指示すると著者は指摘し、更に、当時ウプサラの大司教で、ウップランド法の編纂者でもあるアンドレア

ス・ブンド (Andreas And) という指導的人物の存在を指摘している。<sup>(23)</sup>

最後に著者は規則Bに使用されている語彙の分析から、これがウップランド法に属することが決定的であるとしている。<sup>(24)</sup>ひとつは、訴訟当事者を意味する *tiltalande, svarande* は西ヨーロッパ法にはなく、ウップランド法にあるということ、次に、*skæl mællan ret ok oræt* という表現は、ウップランド法の序文に使われていることである。以上の他、西ヨーロッパとウップランドの発音と表現の相違が触れられている。

問題の最後に、規則Aと規則Bがどういう関係に立つかという問題があるが、ペトリの裁判官規則(ここでの規則A)は中世の裁判官規則(ここでの規則B)からの影響を受けていないということをホルムベックは指摘している。<sup>(25)</sup>

(1) スウェーデン「裁判官規則」(翻訳及び改題)、法学研究 卷七一〇号、九五頁以下。

(2) Gösta Hasselberg, *Kompendium i svensk rättshistoria*, 1989, pp. 20-21.

(3) *Ulf Ibild*, pp. 20ff. 及び K. Å. Modéer, *Historiska rättskällor, 2-ra uppl.*, 1997, pp. 36ff. 124 ff.

(4) Åke Holmbeck, *Våra domarregler. Festskrift tillägnad Axel Hägerström*, 1928, p. 270, note 2.

- (5) 本稿末尾の対照原文を参照。用字の著しく異なっていることが一目瞭然である。
- (6) D.H.S. Collin & D.C.J. Schlyter, *Corpus Iuris Sueo-Gotorum Antiqui*, 13 Vols., 1827-1877.
- (7) D.H.S. Collin & D.C.J. Schlyter, *Codex iuris vestro-gotici, cum notis criticis, variis lectionibus, glossariis, locupletissimis ac indicibus nominum propriorum*. Westgöta = Lagen, Stockholm, 1827.
- (8) *Ibid.*, pp. 292-294, *Ibid.*, pp. XXVI, LXIII. 原文は本稿末尾に添付。
- (9) Åtskilliga anteckningar af okänd författare.
- (10) D.H.S. Collin & D.C.J. Schlyter, *Op. cit.*, p. LXIII. なお、西ヨーロッパ法典を含む写本は、次の五つの部分に分けられている。
- 一、十三世紀の前半に現存の形で編纂された古い西ヨーロッパ法典
- 二、十三世紀の末に編纂された新しい西ヨーロッパ法典
- 三、一に含まれているが、Lydekinii excerpter och anteckningar として製本された内容の異なる法典
- 四、後世の人の手になる写本群「著者不明の様々な記録」
- 五、西ヨーロッパからの国王の収入に関する文書
- D.H.S. Collin & D.C.J. Schlyter, *Op. cit.*, pp. LIX-LX.
- (11) 規則本文の注に K' D' Rec の三種類の写本との校合が記されている。K はウプサラ王立学士院図書館 (Kongl. Akademi-Bibliotheket i Uppsala) 所蔵の写本に、D は王立図書館所蔵の写本 B 59 に、それぞれ含まれているものを指す。Rec については現在手元に資料がなく不明である。
- (12) D.H.S. Collin & D.C.J. Schlyter, *Op. cit.*, pp. LXIII, XXXIV. 「テキストの理解に資する基本的なものの以外の相連の指摘は必要ないことを考える。」(*Ibid.*, p. LXIII.)
- (13) Ekholm, Vidhemsprästens och Johannitnunns (補註) anteckningar i codex holmiensis B 59. (Holmbäck, *Op. cit.*, p. 270.) 未見。
- (14) Nat. Beckman, Våra medeltida domareregler, Arkiv för nordisk filologi vol. 30, pp. 156-159. 記号はこゝで筆者が一部不明のものがある。
- (15) *Ibid.*, pp. 164-166.
- (16) *Ibid.*, p. 161. ウップランド版の規則とは、審理すべきことの数が増えている (*Ibid.*, p. 165, note 9 cf.)。それは一度プリストテレンスのよう Quis?, Quid?, ubi?, quibus auxiliis?, cur?, quomodo? 及び quando? の七個に対応するところ。なお、西ヨーロッパ版では、本文に引用したように、ここは六でとまっています。前後の意味の理解にはウップランド版の方が理解しやすい。本稿一五二頁参照。
- (17) 以下本文段での規則 A の引用は、坂田「スウェーデン裁判官規則」(翻訳及び解題)、法学研究七一巻一〇号一〇二頁以下を参照。
- (18) Jan Eric Almqvist, *Domareregler*, 1951, p. 24, note a, 及び p. 26, note a cf. ベトリはローベニスムの影響を受けつづけている。Gunnar T. Westin, *Inledning, Olaus Petri (G. T. Westin ed.)*, *Skrifter i urval*, Natur och Kultur, 1968, p. 11 cf.

- (19) 規則Aは、この他、前文で「虚偽の判決を行わない」、第四で「多額の罰金を取得するためにすべての法律を執行することは、神に対して危険にも立ち向かうことである」、第八で「邪悪で不正な裁判官のいるところでは、優れた法律は何の助けにもならない」と、それぞれ述べている。
- (20) 同上法学研究七一巻一〇号一〇二頁、前文参照。なお、規則Bにおけるこの部分は明らかにマタイ伝の山上の垂訓(七章一節参照)と関係があるよう。Beckman, *Op. cit.*, p. 167, note 5.
- (21) Nat. Beckman, *Op. cit.*, pp. 160ff.
- (22) Schück, *Samlaren* XII, pp. 165ff. が指示されているが、筆者には不明。ホエティウスについても不明。
- (23) Nat. Beckman, *Op. cit.*, p. 161. 中世の司教区は、ウンサラ(Uppsala)リンチェウン(Linköping)スカラ(Skara)ストレングネス(Strängnäs)ヴェステロース(Västeraås)ヴェクシェー(Växjö)オーボ(Åbo)の七箇所に置かれていた。(G. Hasselberg, *Op. cit.*, p. 5.) そして、スカラは西ヨータの中心地、ウプサラはウップランドの中心地である。ウップランド法については、G. Hasselberg, *Op. cit.*, pp. 22-23 によると二一九六年の日付のある写本があり、その布告文にその地方の貴族、農民、ラীগマン及び裁判官で構成する委員会が制定作業を行い、アンドが書記を務めたとされる。そして、アンドはバリ大学に学び、カノン法に精通していたという。
- (24) Nat. Beckman, *Op. cit.*, pp. 162ff.
- (25) Åke Holmbäck, *Op. cit.*, p. 270. 続けてホルムベックは、ペトリの裁判官規則がローマ法の影響を強く受けていることを指摘している。また Almqvist, *Op. cit.* も

Digesta からの引用を数多く注記している。

### 裁判官規則 (仮訳・大意)

D. H. S. Collins & D. C. J. Schlyter, *Op. cit.*, pp. 292-294  
 (N. Beckman, *Op. cit.*, pp. 164-166 と対照。括弧内に異同を示す。また、原文には各写本の間について詳細な注が付されているが、筆者の能力の問題もあり、紹介を省略した。)

#### 【本文】

正しい裁判官になろうとする者は、三つの神の恩寵を得なければならない。即ち、「\*」法と不法との違いを知り、<sup>(1)</sup>「\*」すべて正しいことを行い、それ以外のことを決して行わず、そして、熟慮と勤勉と礼儀正しさと完璧な行動により法を実現することができなければならない。正しい判決を出すべき者は、「\*」原告及び被告、そして更に証人をも審理しなければならない。さて、この三人を審理しなくてはならないが、第一に原告について、彼が「訴えたものは何か、彼が訴えること」<sup>(2)</sup>でできるものは何か、即ち、<sup>(3)</sup>彼が遊び半分<sup>(4)</sup>で訴えているのか、必要に迫られて訴えているのか、

るのかを審理しなければならない。また、彼に何がなされたのかを審理しなければならない。何となれば、ある罪は重く、ある罪は軽いからである。また、どの町でそれが彼に対してなされたかも審理しなければならない。何となれば、犯罪が同じに見えたとしても、他の町では罪の重いことがあるからである。彼はまた犯罪の個数を審理しなければならない。何となれば、犯罪は数多くなされることもあるからである。彼はまた犯罪の回数も審理しなければならない。何となれば、犯罪は、一回だけなされたときよりは頻繁になされたときの方が厳しい義務を伴うからである。彼はまたどのように行いがなされたか、「つまり、それが軽率な行為からなされたのかどうかも審理しなければならない。」<sup>(5)</sup>彼はまた何回それがなされたかを審理しなければならない。何となれば、回数に応じて人間の責任は増加するからである。さて、原告をいかに審理するかについて今述べたことは、同様の「理由」<sup>(6)</sup>について被告及び証人についても審理されなくてはならない。原告、被告及び証人について、「\*」<sup>(7)</sup>原告が誰か、被告が誰か、証人が誰か、第二に何を訴え、何を防衛し、何を証言したか、第三に誰を訴え、誰に防衛し、誰に証言したか、第四に何度訴え、防衛し、証言したか、第

五に何故訴え、防衛し、証言したか、第六にどのように訴え、防衛し、証言したか「\*」<sup>(8)</sup>。この三「人の後」<sup>(9)</sup>、裁判官は判決しなければならない。さて、裁判官が回避すべき四つの事柄が存在する。一は愛、二は憎しみ、三は贈り物、四は恐怖である。裁判官は、この四つを克服しなくてはならない。そして、裁判官は「\*」<sup>(10)</sup>地上の人を強く愛してはならない。裁判官は、被告が自分の父親の殺人者であつても「それに邪魔されてはならない。」<sup>(11)</sup>おまえは、不正な判決を宣告するように、地上の財産を買い求めてはならない。第四は恐怖である。おまえは、何物をも、おまえの財産もおまえの生命も恐れず、ただ神のみを恐れなければならない。汝、裁判官よ、地上の愛、憎しみ、贈り物又は恐怖がどのように働くかを考えよ。おまえを人々の前に裁判官として差向けているのは、唯一、神だけである。おまえのすべての判決に際して神を恐れよ。何となれば、神が次のように言われたからである。おまえが裁かれるように判決をするなど。「\*」<sup>(12)</sup>何となれば、神が裁くとき、何者もその前に隠れることはなく、全能の裁判官に祈りをささげる。彼は天国、地上及び地獄において裁きを行う。彼は、全ての裁判官に、それによって計られるように判決を地上において行わせ、天国に自ら奉仕するようにするのである。ア

ーメン。

- (1) Beckman 「第一に」
  - (2) Beckman 「第二に」
  - (3) Beckman 「正しく、三人の者、第一に」
  - (4) Beckman にこの部分はない。
  - (5) Beckman 「審理しなければならない。何となれば、ある者は軽率さから、またある者は意志と長期の準備をして、またある者は過失により行為を行うからである。」
  - (6) Beckman 「事実」
  - (7) Beckman 「七個の理由について調べられなければならない。第一は、」
  - (8) Beckman 「第七に何時訴え、防衛し証言したか」
  - (9) Beckman 「この理由の後で、原告、被告、証人に」
  - (10) Beckman 「不正を行うほごに」
  - (11) Beckman 「裁判を行うときに憎しみを持たずにそれを行わなければならない。第三のものに對して、」
  - (12) Beckman 「何となれば、一人一人の裁判官は怖れをもつて判決しなければならないからである。」
- (補注) スェックマンでは *Johanniermunkens* (傍線筆者) となっている。

裁判官規則原文対照表

上段が *Schlyter* のもの、下段 (イタリック) が *Beckman* のもの。(---) はその片方に欠如している部分を示す。又、前者では *r* を *s* に変えた他は原文をそのまま採録した。後者では全文をイタリックに変え、原文のイタリックに下線を引くことで区別した。

*Corpus iuris suo-gotorum antiqui*, Vol. 1.

*Codex Juris Vestrogotici*, Westgöta = Lagen

*utgrifven af D. H. S. Collin och D. C. J. Schlyter*

Stockholm, 1827. hos Z. Haeggström, p. 282-304.

IV. *Incerti Auctoris Variæ Adnotationes*.

----Årskilliga Antekningar af Okänd Författare (12) pp.

292-294.

*Våra medeltida domarregler*

*Arkiv för Nordisk filologi. Tretiofjärde bandet*

(*Ny följda. tretionde bandet*)

*Lund 1918, pp. 164-166. av Nat. Beckman*

12) Vm Domara (K)

*Vm domara oc thera ræt*

Hwar rætar domæri wil wæra. han skal hawæ þriggja hande nafir aff gudþi.

*Hwa rætt'r domaræ wil wara/Han skal þriggja handa thro aff gudhy haþwa/*

(-----)

*först skal han*

kunnæ skjæl mællum ræt oc wræt.

*kunna skjel mellan ræt och orret/*

(-----)

*Annat thz at han skal*

ok williæ allt þæt ræt ær oc ænci annæt.

*willa alt thz ræt ær / oc erkie annat/*

ok gittæ rætin fulkonnæt. mæð huxæn ok mæð arwudþi.

*Þarðhia at han skal willa rætin miz hugh/ ærfwoðhe*

ok ordbænnæ framförelse. ok giærninginginnæ fulkornelse. *och ordhanna framfönise / oc gærninganna fulkornise/*

Hwar sum rættæn dom skal vt giwæ. han skal höræ

*Oc hwa som wil rættan dom vhgifwa/Han skal höræ*

(-----)

*rättelika thessin thry Först*

tiltalendæ ok swarendæ ok wimni.

*tiltalände oc swaranda/ oc swa wime*

Nu skal han pröwæ þessi þry. fyrst tiltalendæ. hwar þæt war

man

*Nu skal oc han pröfwa thessin thry först tiltalände hwar*

*thz ær han*

tiltaldþi. hwar han sik kiæræ

(-----)

kan. ællær han giær þæt mæð lust ællær mæð nöd. han skal ok pröwæ.

*kan oc hwat han gør thz mz lost ellr nödh/ han skal oc pröfwæ*

hwat hanum ær gört. fore þy sumær sakir. æru höghre. ok sumær læghri.

*hwat honom giort ær fore thy at soma saka æro storre oc soma læghre/*

ok .i. hwiikum stad. þæt war hanum gört. fore þy.

*Han skal oc pröfwæ j hwat stadh thz war honom giorth fföre thy/*

æn þyt giærninginær se likær.

*æn tho at gærninganna synas lika/*

þa ær þö sakin högre i andrum stad. æn andrum.

*þa æro tho sakana storre j androm stadh æn j androm*

han skal oc pröwæ mangi giærninginæ gördþo.

*Man skal oc pröfwæ huru mange gærningena giordho*

fore þy at giærningær. görærs stundum mæð ðerum. ok stundum mæð ferrum.

*fore thy at een gærning hon görs stundum aff fflerum oc vndrstandum aff færom/*

han skall oc pröwæ þikllæ hanum ær þæt gört.

*Han oc pröfwæ huru opta honom ær thz giort*

fore þy þær höre hardþæri þiklt til. þær þikllæ görs.

*fore thy thær hore höghre þiklt til thz tidhare görs*

æn þæt entimæ görs. þæt skal ok pröwæs. huru þæt gört

war.

*æn thz een tynda görs Han skal oc pröfwæ huru thz giort*

war

vm þæt war gört mæð bradþum giærningum.

*fföre thy at sompt ær mz bradlum gærningom giorth/*

- (-----)
- oc sompt mz wilia oc lœnge forakt/oc sompt mz wadhā/*  
 han skal oc pröwæ .i. hwilikum time. þæt war gört.  
*Han skal oc pröfwa j hwilikon tyna thz war giort/*  
 fore timæns skuld ökes manzin sak. Nu ær saght huru  
 tilalendæ a pröwæas  
*fore tymanna skuld ökis manz sak/Nu ær sakt huru*  
*tilalandin ægh'r pröfwas/*  
 mæð silikum samu skiælum skal swærende pröws.  
*mz silikon samon sakon ægh'r swaranden pröfwas/*  
 ok winni pön pry tilalende. ok swarende. ok winni.  
*oc wine/ These thry til (!) tilalande/swarande oc wine*  
 (-----)  
*skulu mz syu skiælum vthetas/ Førsta ær at*  
 hwilikin ær tilalædþi swæredþi.
- hwilkin han ær thær tilatar swarar/*  
 ællær winædþi. annæt ær þæt hwat han tilalædþi. swaredþi  
 ællær winædþi.  
*æll'r winar Annat ær hwat han tilaladhe swaradhe ell'r*  
*winnadhe/*  
 þridiæ mæð hwem han tilalædþi swaredþi. ællær winædþi.  
*Thridia ær mz them han tilaladhe swaradhe ell'r winnadhe*  
 fiardþæ huru þikillæ han tilalædþi. swareþi. ællær winæþi.  
*Fierdha huru opta tilaladhis swaradhis ell'r winnadhis*  
 fæmtæ hwi han tilaleþi swæreþi ællær winæþi.  
*Fjæmpta hwi han tilaladhe swaradhe ell'r winnadhe*  
 sættæ huru han tilalædþi. swæreþi. ællær winæþi.  
*Sietta huru han tilaladhe swaradhe ell'r winnadhe*  
 (-----)  
*Syunda j hwat tina han tilaladhe swaradhe ell'r winnadhe*

æpir þem þrim skal

*Æpi'r þressin þry*

(-----)

*skiel til talande swarande oc witne ægh'r*

han dōmae Nu ær þe fughur domæren ma hindræ.

*domære dōma / Nu æro fyra thingh som domarin magho*

*hindra*

eit ær kærlek. anæt ær hat. pridæ ær gawur. færdþæ ær

ræzl.

*Forst ær wærlz kærlek'r Annat hat thridhia ær gawa*

*fjærðha ær rædzil*

Mot þem fyurum a domærin standæ

*Moth them fyrom ægh'r domarin granlika standa*

ok hawæ ingin iurdririkz man swa kæræn.

*oc hafwa enga iordhrikis mænniskio swa kæra*

at han göre þæt æi

*at han gore thær oræt fore /*

(-----)

*Oc tha domarin ræta skal / tha gori thz*

væn alt hindær. æn þö at han wari hans fäþurs bani.

*væn alt hat / Æn tho at han ware hans fadh'rs bane*

(-----)

*Moth thridhia*

alt iurpriki skulöi þu æi köpæ þær til. at þu skuldi en

vretæn dom vt giuæ.

*Alt iordhrike skulle thu ey köpa thær til at thu skulle en*

*orættan dom dōma*

færþæ ær ræzl. þu skalt ræt göræ.

*Moth fjærðha Thu skal ræt gora*

oc rædþes ingin. hwærrī a þit liff. ællær þit goz. vren gud  
en.

oc ey rædhas fore thi goodz / oc ey fore thi liff / vran

*gudh een*

þu domærn. hyg at. huru sköt iurþrikskiærlekær. hat.

*ællær gawar.*

Oc thu domare / thenk huru sköt iordhrkis kærlek'r ell'r

*hat ell'r gawa*

ællær ræzl. huru sköt. þæt ær ænt Gud hawir þic til

*domæræ sat. fore sit folk.*

ell'r wærlz (!) rædzil skulu ændas Gudh hafw'r thik til

*domara sat fore sit folk /*

ok hafþ guz ræzl .i. allum þinum domum.

*haf fore thy gudz rædzil j allom thinom domum /*

þy at swa saǥþu gud. dōmen æi. þy. at .i. skulin dōmas

*Thy at gudh saǥdhe swa / Domin ey swa at j skulin*

*dōmas /*

(-----)

*Thy maa hwar een domare ræddelika dōma /*

þy at gud han skal dōmæ. þæn ænti ær lönt fore.

*thy at gudh skal han dōma som enkle ær lönt fore /*

væn bidæ þæn valdughæ domæræn.

*thy bidhi then wældogha domara /*

þær dom hawær .i. himiriki oc iurdriki. ok .i. hælwiti.

*thær dom hafw'r i hymerike iordhrike oc j hælfwithe /*

þæt han giwi allum domarum. swa at dōmæ .i. iorþriki.

*thz han gifwi allom domarom swa at dōma hær j iordhrike /*

at þer matu þær mæð þræne sik. himiriki. amen.

*at the matto thær mz hymerike ffaa Amen.*